

## 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に関する決議

本年1月1日に最大震度7を観測した「令和6年能登半島地震」は、石川県をはじめ、新潟県、富山県、福井県など広範囲にわたり甚大な被害をもたらした。

発災からまもなく5箇月が経過するが、被災地では、全半壊や液状化現象をはじめとする甚大な住家被害などにより、不自由な避難生活を余儀なくされている被災者が今なお多く、依然として厳しい状況にある。

こうした中、被災町村においては、国、都道府県、全国の自治体、災害ボランティア等による支援を得ながら、懸命な復旧・復興に取り組んでいるが、財政基盤が脆弱な町村においては、国による更なる支援が必要不可欠となっている。

よって、国においては、一日も早い被災者の生活再建や被災地の復旧・復興対策を進めるため、次の事項について、万全の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

#### 1 被災者生活支援の強化

- (1) 被災地域の状況に応じ、食料品、飲料水、医薬品等の必要な物資の支援を引き続き行うこと。
- (2) 被災地における医療・福祉従事者の確保に係る支援とともに、高齢者、障がい者、子ども、妊産婦等の被災者に対する心のケアに万全を期すること。

#### 2 生活・生業再建への支援

- (1) 住宅再建が必要な全ての被災者に対し、応急仮設住宅の早期建設・確保に向け、全面的な支援を行うこと。なお、応急仮設住宅の建設にあたっては、集落単位での建設等、地域固有の文化の継承を含め、被災住民が元の場所での生活を維持できるよう特段の配慮を行うこと。
- (2) 公費による家屋解体への技術的支援や人的支援を行い、被災者の生活再建の加速化について、十分な支援を行うこと。
- (3) 地域経済を支える中小・小規模事業者、農林水産業、伝統産業における雇用の維持や事業継続へ向けて、十分な支援を行うこと。
- (4) 観光拠点や観光資源の再生に向けて、観光地の復旧計画の策定、まちづくり、復興後の誘客などの取組みについて、十分な支援を行うこと。

### **3 災害廃棄物に対する支援**

膨大な災害廃棄物が発生しているため、被災町村が実施する災害等廃棄物処理事業について、予算を確保するとともに、仮置き場やごみ焼却施設、最終処分場の確保、広域処理体制の整備等、万全の支援を講じること。

### **4 ライフライン等の早期復旧**

被災者の避難生活や今後の復旧にあたっては、電気・ガス・上下水道や通信環境、鉄道や空港等の交通インフラは必要不可欠であることから、一刻も早い復旧に向けた最大限の支援を行うこと。

また、今回の地震により大きな被害を受けた道路・橋梁等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設等の早期復旧と財政措置を含めた万全の支援を講じること。

### **5 液状化災害の再発防止対策等への支援**

被災町村が実施する宅地と一体で行う液状化対策、宅地の耐震化の促進について、十分な支援を行うこと。

### **6 復興に向けたまちづくり支援**

復興に向けたまちづくり構想・計画の策定に対する支援を行うとともに、被災地のニーズに応じ、復旧・復興事業を行うための応援職員について、中長期的な派遣を行うこと。

### **7 地方交付税等による財政支援**

被災町村の復旧・復興を加速するため、補助制度の創設・拡充や地方負担に対する十分な交付税措置などの財政支援を講じること。

以上、決議する。

令和6年5月22日

全国町村議会議長会  
都道府県会長会